平成２２年（フ）第６９号
岩手県奥州市前沢区白山字舘119番地２
債務者　及川きえ子
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森崎　信介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３０９３号
札幌市西区福井３丁目14番５号　コーポマルミヤ７号
債務者　小川　敏滋
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５号
山形県村山市楯岡中町２－５、住民票上の住所山形市南栄町３丁目13番10号
債務者　菊地　憲志
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯田　典明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２４号
熊本市石原２丁目１番37号
債務者　東　　優二
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８２２号
熊本市城南町舞原308番１　ＹＯＵマンション101号室、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町古保山553番地４
債務者　川田　正敬
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８２３号
熊本市城南町舞原308番１　ＹＯＵマンション101号室、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町古保山553番地４
債務者　川田ひかり
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４７号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―1001号
債務者　追久保　勲
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横家　　豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
福井県坂井市丸岡町北横地第15号８番地13
債務者　武田　照美
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
福井市門前町第14号25番地１　おさごえハイツ201
債務者　杉中　陽子
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８２号
熊本県宇土市築籠町121番地３
債務者　長谷部　浩
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山村　康一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７３８号
熊本市新南部１丁目４の５、住民票上の住所熊本市龍田弓削１丁目30番１号
債務者　豊川　真理
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６４６号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷888番地３
債務者　佐藤　好喜
１　決定年月日時　平成22年11月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
岐阜市中竹屋町13番地　キャッスルハイツ中竹屋町204号室
債務者　前畑　孝二
１　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９３９号
さいたま市見沼区春野２丁目３番４―704号、旧住所さいたま市北区植竹町１丁目128番地エムパレス北大宮201
債務者　東　　輝明
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３２号
埼玉県川口市青木１丁目18番38号　西和工務店内
債務者　鈴木　志郎
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１６号
埼玉県川口市西川口６丁目17番46号　ハートフル荘
債務者　石田　己才
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
埼玉県越谷市大字大道623番地　プラシード204号
債務者　高橋美由紀
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係